

町人は算用こまかに針口の達はぬやうに手まめに當座帳付へしこ金の有徳人の、あまたの子
きもに申わたされける、

〔好色一代男四〕火神鳴の雲がくれ

奥ふかなる家にて天秤はり口の響きさもしくも耳に入て、略下

〔三貨圖彙一〕御本丸又西ノ御丸へハ毎年拜禮ニ罷出御目見ノ節御香具秤ト云ヲ獻ズルヲ例ト
ス、○中皿、オモリトモ銀、
略

〔藻鹽草調度〕秤 一さほどもよめり

〔書言字考節用集器財〕權衡カカリサナ

〔令義解九關市〕凡用稱者皆懸於格謂稱者橫木所以懸也、格

〔勘者御伽雙紙〕ばかりの錘の重さをかけずしてしる事

ばかりのさほばかりをみて其をりの重さをしては末のさり緒より皿緒までの寸を取て其寸をむだ目より末の方へくらべて其あたる所よりむだ目迄の目即錘のおもさ也又中の取緒より皿緒までの寸をさりて前目にあてしるも本の取緒にてさりて向目にあてしるも同事也、さりながら中と本の取緒は寸みじかくして少しのちがひみえす故に末の取緒にて考べし。

〔令義解九關市〕凡用稱者皆懸於格用斛者皆以概謂稱者橫木所以平斗斛也、粉麵則稱之、

〔類聚三代格八〕太政官符

應諸司納米用秤事

右出納明察載在法令而頃年廩院大炊納米之日未必概量下用之時量欠稍多斯則因檢納諸司不存覆量也宜自今以後本公司先每俵概量已知無行濫然後申官收之但諸司檢納之時不更概量雷用權衡若有行濫及量欠必令本公司備償不會寬宥、